

様式第2号（第3条関係）

審 議 会 会 議 録

会議名称	平成23年度 第1回国民健康保険運営協議会		
議 題	○会長・副会長選出 ○報 告 報告第1号 伊達市国民健康保険事業概要について 報告第2号 医療費分析結果について ○その他 今後のスケジュールについて		
開催日時	平成23年6月29日（木） 午後6時30分～8時		
場 所	市役所4階第一会議室		
出席者	伊達市国民健康保険運営協議会委員7名（欠席委員2名）		
	所管部課名	市民部保険医療課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	なし
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p>【会議の概要】</p> <p>1. 開会 国民健康保険運営協議会規則（以下「規則」）第4条第2項の規定により、会議成立の旨、事務局からの報告に引き続き、新任委員紹介及び新任委員挨拶。</p> <p>2. 委嘱状交付（机上）</p> <p>3. 副市長挨拶 伊達市の国民健康保険では、歳入の確保、歳出の見直しのほか限度額の改正などを行いながら保険事業を運営していますが、毎年赤字が続いており、現在は5億円を超える状況にあります。市の他の会計は概ね健全と言えるなかで、国保特別会計の赤字は、市の財政にとって悩みの一つとなっているところです。 本市の国保の特徴として、被保険者に低所得者や高齢者が多いということもありますが、今後、この赤字をどのように解消していくことができるのかが、最も大きな課題と考えています。 委員の皆様においては、現在の伊達市国保を取り巻く現状を踏まえ、慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>4. 会長・副会長選出 会長に早瀬委員、副会長に細川委員を推薦する意見があり、出席委員において承認された。</p> <p>5. 署名人の選任 審議に先立ち、規則第4条第5項の規定により、会議署名人に三戸部委員を選任。</p> <p>6. 議事（事務局より説明） (1)報告第1号 伊達市国民健康保険事業概要について（別紙資料のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入・歳出決算見込みについて ・医療給付費推移について ・拠出金推移について 			

○質疑

委員：大滝からの基金はどのようなになっているか。

課長：旧大滝村から引継いだ基金については、平成 23 年度の繰入金として、収支不足の部分に約 1 億 1 千万円を繰り入れする予定であります。

委員：平成 20 年度より、一般給付費が増加し退職給付費が減少したのはなぜか。

課長：これまで退職者医療制度の対象は 60 歳以上 75 歳未満の方でしたが、平成 20 年度より、60 歳以上 65 歳未満の方に縮小されたことによる影響と考えられます。

会長：国庫支出金を増やしてもらうことはできないか。

課長：国庫支出金については、実績に基づき概算で交付され 2 年後に精算しております。保険給付費については支出した分の約 41%が交付対象となっております。

会長：医療費通知を行っているか。

課長：市では、被保険者自身で医療費等や誤った請求等がないかなどを確認してもらうことを目的に、年 6 回実施しております。

委員：こんなに医療費を使ってしまっているのかと、プレッシャーに感じるという高齢者もいるようだ。

(2) 報告第 2 号 医療費分析結果について（別紙資料「医療費分析報告書」のとおり）

- ・市の医療環境等
- ・受診傾向・医療費等について、資料に基づき概要説明

○質疑

会長：伊達市は障がいのある方を受け入れる施設があるので、他市町村と比べると医療費に差が出てくるのでは。

課長：太陽の園開園当時の入園者は現在高齢化しており、このうち 65 歳以上の方は、障害認定により、75 歳前であっても後期高齢者医療制度の被保険者となるケースが多く見られます。

委員：伊達市では、退職者などの移住政策を進めているが、高齢であれば、医療費がかかる割合が高くなる。また、若い人の働く場所が少ないこともあり、国保の現状を踏まえながらまちづくりを考えていく必要があると思う。

課長：現在、国保特別会計は赤字となっておりますが、他の会計は健全経営をしています。移住政策により、今後医療ニーズが増えることが考えられますが、それに伴い、医療現場での雇用が確保されているという側面もあり、市としては、トータル的に考える必要があると思います。

会長：赤字を解消するためには、被保険者の収入が増えることや医療費を抑えることなども必要だと考えられるが、国保加入者の多くは、高齢者や社会保険に加入していない方であることから、容易ではない。

委員：今まで会社勤めで社会保険料を支払っていた方が、退職後に国保に加入してから医療費を使うようになるということが、国保の財源が不足する理由ではないのか。

7. その他

○今後のスケジュールについて事務局より説明

市の現状では、医療費等の歳出を止めるのは難しいため、歳入で調整していく必要があります。今年の 3 月、国においては、限度額を 4 万円増の 7 7 万円とした法改正をしております。

本市でも、法に準じて条例改訂を行う必要があると考えておりますので、法改正より 1 年遅れとなりますが、来年度の条例改訂を目指したいと考えております。今後、税率改正が必要かどうかも含めて検討しながら、賦課のシュミレーションを行っていく予定であります。

なお、事務局として想定している今後のスケジュールは以下のとおりです。

9 月	諮問
1 1 月	答申
1 2 月	第 4 回定例会への条例改正案の提出

8. 閉会